我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性 エグゼクティブ・サマリー

平成 29 年 4 月

デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会·実務者協議会 (事務局:内閣府知的財産戦略推進事務局)

デジタルアーカイブの活用の対象として、観光、教育、 学術、防災などの様々な目的が考えられる。こうした活 用を通じて、デジタルアーカイブの構築・共有と活用の 循環を持続的なものとし、その便益を博物館・美術館、 図書館、文書館、大学、企業、市民コミュニティなどの 「アーカイブ機関」を通じて、国民のものとしていくこと で、我が国の社会的、文化的、経済的発展につなげて いくことが重要である。

本報告書は、平成27年9月に内閣府に設置された デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会 及び実務者協議会での検討を踏まえ、我が国における デジタルアーカイブの構築とその活用促進に関する実 務的課題に対する推進の方向性を示すものである。

序章 デジタルアーカイブ社会

デジタルアーカイブは、好きなときに好きな場所から、 多種多様な情報・コンテンツへのアクセスを可能とする。 また、教育や研究における利用、観光利用、ビジネス での活用といった様々な活用を通じて、新たな経済的 価値を創出し、イノベーションを推進する基盤となる。 また、多様なコンテンツへのアクセスがどこからでも可 能になり、地域間格差の社会的課題の解決にも資する。 こうした基盤を構築することは、国の戦略として重要な 取組であり、公的機関がデジタルアーカイブに取り組む ことは社会的青務として求められている。

デジタルアーカイブは、活用する者だけでなく、データを提供するアーカイブ機関にとっても、デジタルコンテンツを使ったサービスの充実、来館者数の増加、業務効率化等のメリットがもたらされる。



デジタルアーカイブ社会のイメージ(例)

第1章 現状と課題

1. 諸外国の現状

欧米を中心に、様々な分野・領域のアーカイブ機関が連携して、各機関が保有する多様なコンテンツのメタデータをまとめてインターネットで検索・閲覧できる統合ポータルの構築が進んでいる。EUの Europeana や米国の DPLA(米国デジタル公共図書館)では、メタデータの集約等を行う「アグリゲーター」(又は「ハブ」)を中核として連携を進めている。また、これらの統合ポータルは、デジタルアーカイブの活用促進に向けて、メタデータのオープン化(クリエイティブ・コモンズの CCO 等の表示)やデジタルコンテンツへの利用条件表示を進めている。

2. 日本の現状

分野によっては進んでいる部分もあるが、日本全体として見た場合、海外と比べて、デジタルコンテンツの提供は、量的に十分な状況とはいえない。メタデータの整備・公開も十分とはいえない。書籍等分野のように、メタデータの連携が進められている分野もあるが、分野を超えたデジタルアーカイブ間の連携は、全体としては進んでいない。

活用面においても、Europeana や DPLA のように、メタデータを CCO で提供しているところは見当たらない。 デジタルコンテンツへの利用条件表示もほとんど行われていない。 また、コピーやダウンロード、メール送信ができない、 専用ソフトが必要で汎用性がない、 外国語(英語等)に対応していないなど、 活用する者のニーズに対応できていない場合が多い。

3. 諸外国の現状を踏まえた日本の課題

諸外国の取組に追いつき、より優れたデジタルアーカイブを提供していくうえで、デジタルアーカイブ構築と連携を推進するための仕組み(インセンティブを生み出す仕組み等)の構築、中小機関及び地方における人的・財政的リソースの不足や技術的・法務的課題への対応、メタデータやサムネイル/プレビュー、デジタルコンテンツのオープン化の推進等が必要である。



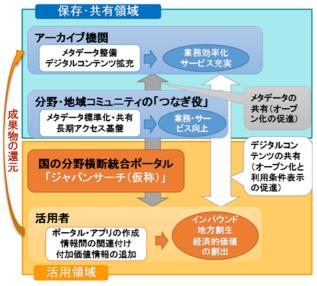
第2章 我が国こおけるデジタルアーカイブ推進の在り方

1. 「共有」が支えるデジタルアーカイブサイクル

分野・地域のコミュニティの内外でのデジタルコンテンツの共有は、デジタルアーカイブにおいて、収集・保存と両輪となり、活用を支え推進するための重要な要素である。この保存・共有・活用のサイクルを、自館、地域・分野コミュニティ、さらには、日本国内、世界へと広げることで、活用の幅が大きく広がっていく。

2. デジタルアーカイブ社会の構築

各アーカイブ機関は、メタデータの整備やデジタルコンテンツを拡充する。分野や地域コミュニティごとの「つなぎ役」(Europeanaの「アグリゲーター」、DPLAの「ハブ」に相当)は、メタデータをとりまとめて、国の分野横断統合ポータル(国立国会図書館が検討を進める「ジャパンサーチ(仮称)」)と共有できるようにする。活用者は、ジャパンサーチ(仮称)等を通じて、共有されるメタデータやデジタルコンテンツをデータ提供者のメリットにつながる形で、様々な用途に活用することができる。



デジタルアーカイブの共有と利活用に向けて

- アーカイブ機関に求められる役割
 アーカイブ機関には、以下の役割が求められる。
- ・本報告書とは別途に取りまとめられた「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」の採用
- ・人材の確保及び育成
- ・デジタルアーカイブの取組が業績として適切に評価される仕組みの設計(評価指標の見直し)
- ・海外発信の強化(メタデータの英語又はローマ字表記等)
- 4. つなぎ役に求められる役割
 - つなぎ役には、以下の役割が求められる。
- ・分野・地域の独自性を反映したポータルの整備・提供

- ・メタデータの整備推進・標準化・用語の統制
- ・アーカイブ機関におけるメタデータやデジタルコンテンツ等の利用条件表示の推進、オープン化の推進、活用取組の推進
- ・アーカイブ機関におけるデジタルコンテンツ拡充及び 保存に対する技術や法務上の業務支援
- ・デジタルアーカイブの評価指標の見直しとアーカイブ 機関へのインセンティブ付与
- ・アーカイブ機関の意識啓発・人材育成支援
- 5. 国や地方自治体等に求められる役割 国及び地方自治体は、以下の役割が求められる。
- ・デジタルアーカイブの積極的な活用
- ・デジタルアーカイブに関わる多様な役割を担う人々の コミュニティの醸成
- ・アーカイブ機関の課題解決に必要な人的・財政的支援措置及び技術・法務上の業務支援のためのネットワーク整備等

第3章 今後の国の取組の方向性

今後の国の取組の方向性は以下のとおりである。

- ·「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」 の策定・普及
- ·保有するデジタル情報資源のオープン化推進
- ・国の統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」の継続検討
- ・デジタルアーカイブ活用促進のための官民合同フォーラムの設置の検討
- ・つなぎ役の取組支援
- ・アーカイブ機関の人材教育支援(技術的講習会、研修を行う団体への支援等)
- ・アーカイブ機関の取組を促進するためのインセンティブ(各種の助成事業の活用や評価に応じた顕彰等)の 検討

第4章 残された論点

国家戦略として、アーカイブ機関の取組をさらに強力にけん引するようなビジョンの構築とその実現のための枠組の継続的な検討が必要である。各アーカイブ機関が無理なくデータを整備・共有・連携できる共通基盤(プラットフォーム)の構築についての検討や、長期利用・永続的アクセスを意識した取組についての検討も必要である。

また、つなぎ役の機能を果たす機関を設定することが困難な分野では、関係省庁や自治体が自らポータルを立ち上げることも考えられる。引き続き、分野・地域ごとに、どのような支援策が必要かを確認しながら、本報告書での課題が解決されているかをフォローアップしていく必要がある。